

相続の承認又は放棄をすべき期間 管業 R01-01-3 《#450》

【問】 正誤をつけよ。

相続の放棄は、相続の開始があった時から3箇月以内にしなければならない。

【答え】 誤り

《ポイント》 相続の承認又は放棄をすべき期間

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。（民法915条1項本文）

《補講》 法定単純承認

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

二 相続人が第915条第1項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。
（民法921条2号）